

令和4年度 市民税・県民税申告受付日程表

■受付期間 2月7日(月)～3月15日(火)

■受付時間 午前の部：9時～11時30分（シープラザ釜石：9時30分～ 入館は9時～）午後の部：13時～15時30分

※午後の部の終了時刻が、昨年より30分早まりました

月	日	曜	受付地域		受付会場	受付会場
			午前	午後		
2	7	月	野田町		小佐野コミュニティ会館	シープラザ釜石2階
	8	火	小佐野町・定内町			
	9	水	甲子町第11～16地割	桜木町・新町・住吉町・礼ヶ口町		
	10	木	小川町			
	14	月	栗林町第3～15地割	栗林町第16～24地割		
	15	火	橋野町第1～32地割	橋野町第33～43地割		
	16	水	鵜住居町1～5丁目	鵜住居町第1～22地割		
	17	木	鵜住居町第23～30地割・両石町			
	18	金	片岸町・箱崎町			
	21	月	甲子町第1～3地割	甲子町第4地割		
3	22	火	甲子町第5～7地割	甲子町第8地割	甲子公民館	シープラザ釜石2階
	24	木	甲子町第9地割			
	25	金	甲子町第10地割			
	28	月	唐丹町（小白浜）	唐丹町（片岸・川目・山谷）		
	1	火	唐丹町（花露辺・大曾根・桜峠）	唐丹町（上荒川・荒川・下荒川・大石・向・屋形）		
	2	水	平田第1～3地割			
	3	木	平田町1～3丁目・平田第4～9地割			
					平田集会所	市内全域（休館日のため、「西側（教育センター側）入り口」のみ開放）

○新型コロナウイルス感染症予防のため、午前と午後で申告受付地域を指定しています

○可能な限り、指定した日程での申告をお願いします

○会場ではマスク着用や手指消毒のご協力をお願いします

○次のいずれかの症状がある人は、申告会場への入場はお断りさせていただきます

- 37.5度以上の発熱がある
 - 咳や喉の痛みなどの風邪症状がある

～釜石税務署からのお知らせ～

【便利な電子申告をご利用ください】

令和3年分確定申告からマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅から申告できるスマートフォンなどでの申告をぜひご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、釜石税務署は、所得税などの確定申告について申告書作成会場を開設します。申告書作成会場への入場には、混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」はスマートフォンアプリ「LINE」での事前発行か税務署での当日配布で取得できます。配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどでお知らせします。

「入場整理券」の当日配付分が終了した場合は、後日の来署をお願いします。



確定申告書 達成コーナー

◆場所 釜石税務署 2階 (小佐野町3-8-24)

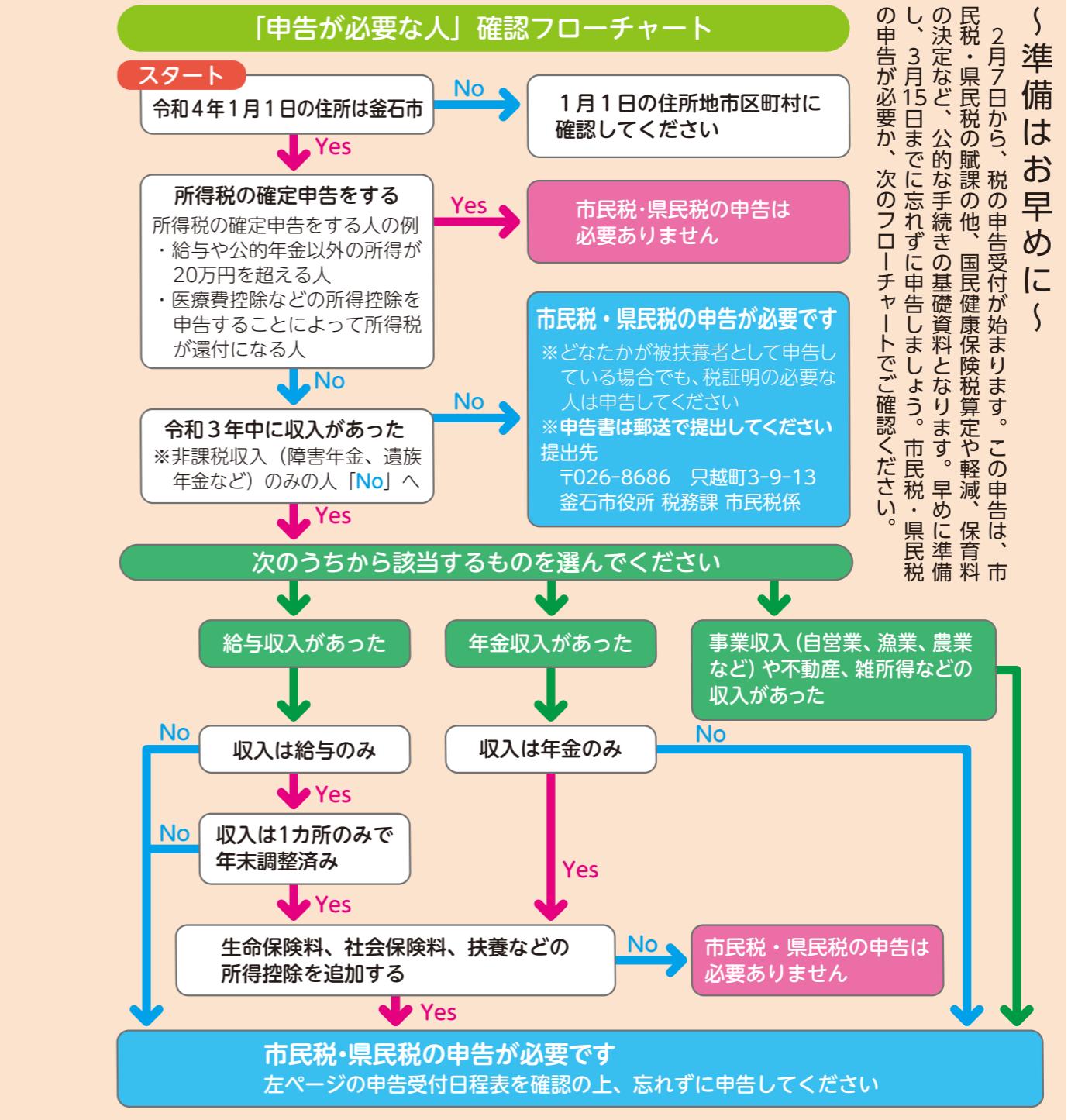
◆期間 2月14日(月)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

◆時間 9時～17時※駐車場は利用台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

◆申告・納期限

申告・納期限	振替納付日
3月15日(火)	4月21日(木)
3月31日(木)	4月26日(火)
3月15日(火)	

問い合わせ 釜石税務署 ☎25-2081 (代表)



- ・令和3年中の収入が分かるもの（源泉徴収票など）
- ・社会保険料の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書など所得控除の申告に必要な書類
- ・マイナンバーカードおよび身元確認書類（マイナンバーカード、通知カードと運転免許証など）
- ・利用者識別番号が分かる書類（当番号を取得済みの場合）
- ・黒ボールペン

申告に当たつてのお願い

- ・事業所得などの収支計算が必要な所得を申告する人、医療費控除を申告する人は、収支内訳書や医療費控除の明細書の作成を済ませてからご来場ください
- ※作成していない場合、会場設置の記載台などでご自身で作成をお願いします
- ・申告会場内の混雑を防ぐため、入場制限をする場合があります
- ・申告の内容によつては、税務署での申告をお願いする場合があります
- ・令和4年度申告の手引き、申告書医療費控除の明細書は市税務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます



個人市民税・ 県民税の申告

医療費控除を受ける人へ

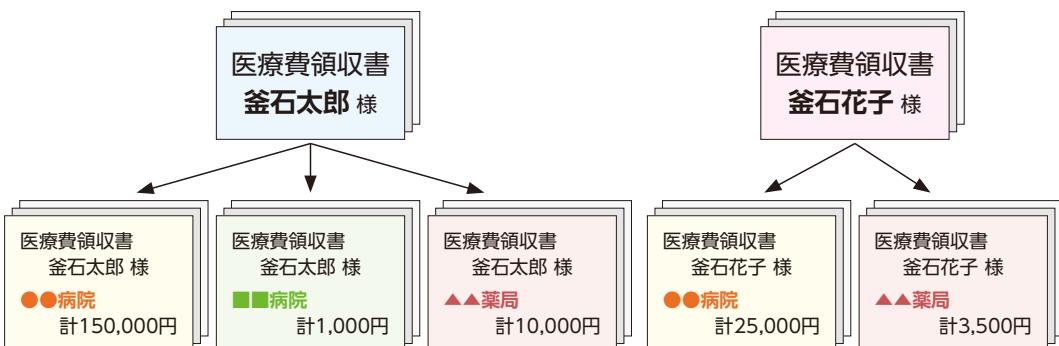
問い合わせ

市税務課 市民税係

☎ 27-8481

医療費控除を受ける人は、あらかじめ、医療を受けた人ごと、支払先(病院・薬局など)ごとに分けて記入した「医療費控除の明細書」を作成し、ご来場ください。
※作成していない場合、会場設置の記載台などで自身で作成をお願いします。
医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

～領収書を整理するイメージ～



令和3年1月～12月に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のため
に支払った医療費の領収書をもとに、医療を受けた人ごと、病院や薬局ごと
に集計してください

記入例

令和3年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 釜石市●●町▲-▲-▲

氏 名 釜石 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
56,753 円	52,500 円	0 円

ここに記入した医療費は「2 医療費の明細」には記入しないでください

2 医療費（上記1以外）の明細

(1) 医療を受けた方の指名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
釜石 太郎	●●病院	□診療・治療 □医療品購入	150,000 円	100,000 円
〃	■■病院	□診療・治療 □医療品購入	1,000円	0 円
〃	▲▲薬局	□診療・治療 □医療品購入	10,000円	0 円
釜石 花子	●●病院	□診療・治療 □医療品購入	25,000円	0 円
〃	▲▲薬局	□診療・治療 □医療品購入	3,500円	0 円
2 の 合 計			⑦ 189,500 円	⑧ 100,000 円

医療費の合計	A	(⑦+⑧) 242,000 円	B	(①+②) 100,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	242,000 円
保険金などで補てんされる金額	100,000円
差引金額	142,000円
所得金額の合計額	3,226,000円
$D \times 0.05$	161,300円
Eと10万円のいずれか少ないほうの金額	100,000円
医療費控除額(C-F)	42,000円

◎支払った医療費のうち、生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費などを記入してください
◎保険金などで補てんされる金額は、その補てんの対象とされる医療費ごとに差し引き、支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません

支払った医療費の額の合計をAに、補てんされる金額の合計をBに記入してください

記入が済んだら、申告の際にその他の控除関係書類とともに職員に提出してください